

## 第19回国土審議会

平成28年2月18日

**【姫野総務課長】** それでは、定刻になりましたので、ただいまから第19回国土審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めております国土政策局総務課長の姫野でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の会議の公開につきまして、申し述べさせていただきたいと思っております。国土審議会運営規則によりまして、会議、議事録ともに原則として公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。初めに、座席図、議事次第とありまして、資料1に国土審議会委員名簿、資料2に「半島振興計画の変更について」、資料3に「新たな広域地方計画の策定について」、資料4に「三圏計画の改定について」、資料5に「首都圏整備部会等の廃止について（案）」及び「国土形成計画の推進に向けた今後の調査審議の進め方について（案）」、資料6に「日本の地域政策への貢献」という資料をおつけしております。この他に、参考資料といたしまして、関係法令集及び半島振興計画の本体、そして、その概要を配付させていただいております。

また、本日は、同時通訳対応のレシーバーというものをお手元に用意させていただいております。これは議題の（5）の議事で使用する予定であります。

以上の資料等につきまして、不備等ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次に、前回の会議以降、新たにご就任いただきました委員の皆様方のお名前をご紹介しますさせていただきたいと思っております。初めに、国土交通省設置法第8条に基づきまして、衆議院、参議院の指名によりご就任いただきました委員の方々からご紹介させていただきます。北側一雄委員でいらっしゃいます。

**【北側委員】** どうも北側でございます。よろしくお願ひいたします。

**【姫野総務課長】** 河野義博委員でございます。

**【河野委員】** よろしくお願ひいたします。

【姫野総務課長】 また、本日、ご出席の予定であります。まだお見えではありませんが、福井照委員が就任されております。

そして、本日はご欠席でございますが、増子輝彦委員が就任されているというところでございます。

続きまして、学識経験を有する方としてご就任いただきました委員をご紹介します。荒金廣明委員でございます。

【荒金委員】 荒金です。よろしくお願いいたします。

【姫野総務課長】 伊東香織委員でいらっしゃいます。

【伊東委員】 伊東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【姫野総務課長】 ありがとうございます。

なお、本日の会議は定足数を満たしている旨、念のため申し添えさせていただきます。

これ以降、議事の運営は奥野会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【奥野会長】 大変お忙しところ、また遠路をご出席いただいております。ありがとうございます。

議事に入ります前に、土井国土交通副大臣よりご挨拶をいただきます。

【土井副大臣】 ご紹介をいただきました副大臣を務めさせていただいております土井でございます。一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

本日は、奥野会長をはじめ、委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りましたことを改めて御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

国土交通省といたしましては、「地方創生」、そして、「強い経済」の実現に向け、本年を「生産性革命元年」と位置づけ、総力を挙げて社会のあらゆる生産性の向上に向けた取り組みを進めているところでございます。昨年、先生方にご審議をいただきました国土形成計画では、「対流促進型国土の形成」を国土の基本構想として掲げております。計画に基づきコンパクト・プラス・ネットワークの形成に努めるとともに、イノベーションを促す対流の場、人材、仕掛けを作るなど、計画を着実に推進し、人口減少が進む我が国の生産性向上等に寄与してまいります。具体的には、連携中枢都市圏などの都市間連携を推進するとともに、地域資源を生かした地域発イノベーションを進めてまいります。

本日は、新たな国土計画の今後の推進体制に関するご審議や、首都圏整備計画などの三圏計画、広域地方計画などの報告に関しましてご論議をいただきたいと存じております。先生方皆様から忌憚のないご意見をいただき、今後の政策に反映していきたいと思ってお

りますので、何卒活発なご論議をお願いを申し上げさせていただき、一言のご挨拶にさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。本日はありがとうございます。

【奥野会長】 どうもありがとうございました。

カメラによる撮影、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、撮影はここまでとさせていただきます。

副大臣におかれましては、公務のため、ここで退席されます。ありがとうございます。

【土井副大臣】 すみません。失礼いたします。ありがとうございます。

【奥野会長】 それでは、本日の議事に入ります。

お手元の議事次第にございますように、本日の議題は、1、半島振興計画の変更について、2、新たな広域地方計画の策定について、3、三圏計画に係る報告及び今後の審議について、4、国土形成計画の推進等について、5、OECDによる日本の地域政策への提言についての5つでございます。

初めに、議題1、半島振興計画の変更について、半島振興対策部会の沖大幹部会長代理からご説明をお願いいたします。

【沖委員】 半島振興対策部会長代理の沖でございます。今般、半島振興計画の変更につきまして、主務大臣、すなわち国土交通、総務、農林水産、文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の7大臣より、国土審議会長宛ての意見の求めがあり、会長から当部会に対しまして調査審議の付託をいただきました。これを受けまして、去る12月15日、半島振興対策部会が開催されまして、調査審議が行われましたので、その結果につきましてご報告いたします。

資料2に、計画変更の経緯や半島振興法改正の概要など、基本的な事項を整理しておりますので、ご覧ください。また、全23地域の半島振興計画の概要及び本文をお手元にご用意しております。本件は、昨年3月に、半島振興法が延長、改正されたことを踏まえ、関係道府県が23の地域ごとに作成しております半島振興計画を変更するものであり、この計画変更案に主務大臣が同意するに際し、国土審議会の意見が求められているところであります。

先般開催いたしました半島振興対策部会では、今回の計画変更の全体像や個々の計画案の概要につきまして、事務局である国土交通省より説明を聴取いたしました。初めに、半島振興計画の概要ですが、振興の基本的方針と各分野の整備や振興に関する事項を内容とし、各々の半島地域を一体の圏域と捉えた広域的、総合的な計画であります。

今回の計画の主な変更点としましては、次の3点が挙げられると思います。第1に、新たな法期限に対応しまして、計画期間を平成27年度から概ね10年間とし、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、記載内容を変更したこと。第2に、法の目的に定住の促進が加えられたことに対応し、半島振興の方向性として定住促進を明確化したこと。第3に、定住の促進を進めるために、法改正により、計画事項として交通通信の確保、就業の促進、医療の確保及び防災体制の強化について拡充・追加され、また主務大臣につきましても、これまでの3大臣から7大臣へと追加がなされておりますが、計画の振興施策につきましても、これに対応し、拡充・強化がなされていること。以上3点が新たな計画の主な変更点として挙げられます。

次に、個々の計画案の内容についてですが、地域の現状と課題、地域の有する資源、重点施策の観点を中心に、事務局の説明を聴取しつつ概観いたしました。半島地域におきましては、人口減少と高齢化が継続的に進行していること。地域の産業を取り巻く状況が厳しいことなどが多くの地域で共通して挙げられておりますが、一方で、世界からも評価されつつあります豊かな自然環境、景観、文化、伝統産業、農林水産資源など、独自の地域資源がありまして、また新幹線の開通や高速自動車の延伸など、新たな交通インフラも整いつつある状況であります。

したがって、こうした新たな機会を捉まえつつ、半島の豊かな地域資源を十分に活用できるよう、定住の促進の観点を含め、半島地域の自立的な発展を目指した多様な施策が各地域の特性に応じて掲げられております。

これに続きまして、各委員から意見が述べられましたが、その内容を次の3点に集約してご紹介したいと思います。第1に、各計画案には定住の促進がしっかりと位置づけられていることを評価するとともに、その推進のためには、住民の目線に立った細やかな対応や担い手の育成、また、多重性・代替性の確保など、防災面の取り組みが必要であること。第2に、半島地域は、条件不利性を有する一方、豊かな地域資源を有しており、こうした半島地域の強みや個性を生かした振興施策が打ち出されていくことを強化すること。第3に、この計画を今後実効性のあるものにしていくことが重要であって、そのためには、新たな計画を効果的にアピールしていくとともに、その推進方策についても議論を深めてほしいこと。以上の調査審議の結果、半島振興対策部会としましては、主務大臣が関係道府県知事より協議のありました半島振興計画の変更に同意することに異議はない旨、意見の取りまとめを行いましたことをここにご報告いたします。

以上でございます。

【奥野会長】 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

【木村委員】 1つ教えていただきたいんですけども、背景として、「これまでの取組により一定の成果が上がっているものの」と書いてあります。その取組みによる一定の成果というのは、どういうふうな尺度で評価されたのでしょうか。そこを教えていただきたいと思います。

【奥野会長】 それでは、地方振興課長さんになりますか。室長さん、お願いします。

【中島半島振興室長】 人口減少や高齢化など厳しい状況でございますけれども、様々な地域の取組みが地域資源を活かしてなされております。また、世界遺産とか、世界農業遺産とか、世界ジオパークとか、そういうふうに半島の地域がいろいろ世界から評価されるというようなこともございます。さらに例えば北海道新幹線とか、新幹線の延伸、高速道路の延伸など、そういった状況もございますので、そういったことを生かして更に進んでいく方向性があるのではないかとということで評価しております。

【奥野会長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

その他にございましたら、森委員、お願いいたします。

【森委員】 どうもありがとうございます。私、千葉県房総半島出身の衆議院議員の森でございますけれども、自民党に半島振興特別委員会という会がございまして、その委員長を務めております。半島振興対策部会の先生方におかれましては、この本計画の審議のみならず、半島振興の改正に先立って、大変熱心なご議論をいただいて、今後の半島振興対策について大変有意義なご示唆を与えていただきました。それに基づきまして、私どもも半島振興法の改正作業にかかわらせていただいたわけでございますけれども、おかげさまで国交省の頑張りもあって、単なる延長にとどまらず、大変充実、強化された内容になりまして、今回の改正については、各党会派のご理解、ご協力をいただいて、委員長提案で成立ができたものでございます。

半島地域は、言うまでもなく、三方を海に囲まれて、いろいろな意味で条件不利地域でございまして、今回の改正、充実、強化によりまして、それを有効に使っていただいて、大いに各半島の振興に資する結果にさせていただきたいと思うわけですが、今般、大変立派な計画ができたことを心から敬意を表したいと思っております。

今回の半島振興計画、今回の半島振興法に基づく措置が十分に反映されて、半島が有す

る豊かな地域資源や高速交通網の整備など、新たな機会を生かして振興策を講じていただくように願うところであります。関係省庁や自治体におかれましては、本計画を踏まえて半島振興対策にしっかりと取り組んでいただきたいということを申し上げます。

【奥野会長】 どうもありがとうございました。他にございませんでしょうか。川勝委員、お願いします。

【川勝委員】 沖先生、どうもありがとうございました。この半島振興計画の地域の1つとして、伊豆中南部地域半島振興計画が入っているわけですが、そこは3市5町、その中に伊豆市がございます。伊豆市にはベロドロームという自転車の競技場がございますが、そこが4年後のオリンピックにおける自転車競技場の会場になっております。そうした観点から、この度、計画事項として交通・通信の確保ということがうたわれておりますことを大変評価しておりまして、国運をかけてやることでございまして、ぜひこの方面におけるご留意をさせていただくようお願いをしたいと存じます。

【奥野会長】 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。では、細田委員、それから望月委員の順番でお願いいたします。

【細田委員】 私のところも島根半島というものがございますが、他の半島も、行ってみますと、半島全体の一周道路というのが非常に整備されておられません。まれに整備されているところもありますけれども、大体は海沿いであったり、山地であったり、いろいろなことがあって、やはり観光振興、その他考えますと、半島は一周できるという道路の整備が必要だと思えます。様々な、原子力発電所とか、その他の施設もありますし、あらゆる意味で大切だと思えますので、この点を書いてございますが、ぜひ強調したいと思えます。

以上です。

【奥野会長】 ありがとうございます。それでは、続いて望月委員、お願いいたします。

【望月委員】 この半島振興計画について、異論はありません。進めていただきたいと思っています。釈迦に説法みたいなことを申し上げるかもしれませんが、計画は実行されて何ぼと、いろいろなところで私言っていますので、あえてお願いをいうことで申し上げます。この半島振興計画というのは、頭の部分の半島振興というところを隠してみると、その下は、いわゆる地域再生だったり、地方創生の計画であったりとそれぞれが目指しているところと内容的には同じと言えます。ということは、当然のことながら、半島振興計

画が独立的に存在するわけではなくて、市町村レベルで様々な振興計画等や地方再生戦略に位置付けられてP D C Aを回していくという体制をぜひ整えていただきたい。

また、P D C Aということ言えば、この半島振興計画は、昭和60年に制定されて、3回改定されて、30年計画が続いて、今度また40年目を迎えようとしているわけですね。改定される度に振り返りをして、新たな状況に対応した計画ではあると思いますが、いま一度、この計画というのが今後の30年を見据えた形で実効性のある計画になってほしいと願うところです。

長く続けられている計画には、これはちょっと語弊があるかもしれませんが、かえらない卵を抱き続けるみたいなことをしがちなのではという懸念があります。そんなことが起きないように、だめなものはだめと、逆にできることは、小さいけれども、始めて、そして、高速でP D C Aを回していくという形をぜひ進めていただきたいと思いました。

**【奥野会長】** ありがとうございます。半島振興室が、今、お聞きいただいたということでもよろしゅうございますね。ありがとうございます。

他ございましたら。

どうもありがとうございます。それでは、ここでお諮りしたいと思います。特に異論は出ていないように理解しておりますが、お手元の資料のとおり、半島振興計画の変更について、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【奥野会長】** それでは、異議なしとさせていただきます。ありがとうございます。

半島振興計画の変更につきましては、審議会として異存なしとさせていただきます。

ここで、津島国土交通大臣政務官より、ご挨拶をいただきます。

**【津島政務官】** ただいまご紹介を賜りました、この半島振興法、またそれに基づく計画を所管しております国土政策局を担当しております政務官、津島淳でございます。委員の皆様方には、平素より国土交通行政全般にわたりまして広くご理解、ご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。また、ただいまは半島振興計画の変更について、大変率直かつ真摯なご議論をいただきまして、お認めいただきまして、心より感謝を申し上げます。

今、いろいろとお話があったとおりでございます。半島地域というものは、交通や、あるいは地理的にも様々な条件不利ということがかねてより言われておりました。昨今は、加えて人口減少という問題も加わってきたわけでございます。その一方で、その地理的特

性があるがゆえに独特の文化・風習が育ち、また、豊かな自然環境、そして、変化に富んだ景観、さらには豊富な食材といった、豊かな地域資源というものが存在しております。

課題は、これらの地域資源をいかに生かし、そして、条件不利というものをいかに克服していくかという点に尽きるわけでございます。ですから、昨今、高速交通体系が整備されてきたとはいえ、今ご指摘にあったとおり、他地域との交通ネットワークの形成であるとか、半島の道路の整備であるとか、そういった課題が引き続き存在するのもしっかりと認識をしたところでございます。

また、今後、この計画に基づいてP D C Aというご指摘も踏まえながら、向こう10年間という期間、この半島地域をいかに再生し、そして、大事なところは、人が住み続けられるかという点において、計画を実行していく、その強い気持ちを持っております。今後、活力ある半島地域をつくり続けるために、一層努力をしてまいります。そして、国土交通省といたしましても、今日、お集まりの委員皆様、そして、関係者皆様に引き続きこの取り組み推進に当たりまして、ご指導、ご助言を賜りますよう心よりお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

**【奥野会長】**      ありがとうございます。

それでは、次に、議題2、3及び4に移りたいと思います。報告事項は、新たな広域地方計画の策定について、三圏計画に係る報告及び今後の審議について、及び審議事項は、国土形成計画の推進等についてであります。3つについて、ご報告、ご説明をいただいた後に質疑応答をまとめて行いたいと思います。

まず、新たな広域地方計画の策定につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**【甲川広域地方政策課長】**      広域地方計画を担当しております国土政策局の広域地方政策課長、甲川でございます。以後座って説明させていただきます。

お手元にお配りしている資料3、A3の大きな紙ですが、それをご覧いただければと思います。昨年8月に閣議決定された国土形成計画の全国計画、この策定を受けまして、国土形成計画法に基づいて全国8つのブロックごとに新たな広域地方計画を策定することとなっております。現在、各ブロックにおいて、地方公共団体、それから、地元の経済団体、さらに国交省のみならず、経産局、農政局といった各省の地方支分部局で構成されております広域地方計画協議会、ここで計画の原案を今、協議いただいているところでございます。今後、パブリックコメントを経まして、3月末をめどに、国土交通大臣決定をさせて



いきたいと考えております。

今回策定する新しい広域地方計画は、全国計画で掲げました対流促進型国土の形成、これを各ブロックで具体化を図るものでございます。各地域の個性を生かして、ブロック内にとどまらず、ブロックを越えた地域間連携によって、「稼げる国土、住み続けられる国土」の実現を目指した、今後10年間の基本的な方向性を示すものでございます。

1枚おめくりいただきまして、資料の2ページ目をご覧ください。ここでは現時点で検討されております各ブロックの将来像を一覧にしてございます。これらの将来像を実現するために検討されている主な取り組みについて、特に広域的な連携が必要な策、1つは、広域的な交通ネットワーク整備、2つ目に、インフラ基盤を連結して進められる最先端技術や観光を含めた産業振興策、3つ目に、ブロックの維持・発展の前提となる安全・安心の基盤になる広域的な防災対策、この3つを主に各ブロックごとで、1枚ごとに資料をこの後、3ページ以降、まとめております。

3ページをお開きいただければと思います。まず最初に、東北圏でございます。東北圏は震災復興を確実にやり、更に自立的発展を目指してまいります。主な取り組みとしては、復興道路をはじめとする格子状ネットワーク整備をし、輸送ルートの多重化、物流の効率化を図り、日本海、太平洋2面活用の強化を進めます。また、産官学の連携によるベンチャー企業の創出や福島県をはじめとする医療機器産業など、新産業創造も図ることとしております。

さらに、本年3月には北海道新幹線の開業、これによりまして、北海道との連携強化を図るなど、隣接する地域との連携をして、観光ルートを形成し、震災前の実績を上回るインバウンドの受け入れを目標に取り組むこととしております。

次に、4ページ目をお開きください。首都圏でございます。首都圏では、安全・安心を土台とした対流型首都圏の構築を目指しております。首都圏の中でも人口の転入超過が進んでいるのは東京、神奈川、千葉、埼玉の1都3県、いわゆる東京圏であります。この東京圏の一極集中の是正、これが大きな課題となっております。今後10年間で、3環状道路をはじめ東京を中心とした放射状ネットワークから、東京圏以外の都市間をつなぐ面的なネットワークの形成が進みます。こうしたインフラ基盤を生かして、首都圏に隣接する福島、新潟、長野、静岡を含めた広域的な首都圏エリアにおいて連携の塊を生み出し、この塊同士が広域的に連携する対流型首都圏構造への転換を目指すものであります。

また、国際競争力の強化に向けて、例えば北関東エリアですが、北関東自動車道と連携

したガスパイプラインを整備することによって周辺産業の活性化を図るなど、新たな産業集積地帯の形成を進めることとしております。さらに、首都直下型地震など、巨大災害に対応するため、レジリエンス首都圏の構築にも取り組むとしております。

5 ページ目をお開きください。北陸圏でございます。北陸圏は、三大都市圏に隣接する日本海側の圏域という地理的条件を生かして、特に中部圏とのものづくり拠点と連携し、自動車や航空機の産業となる炭素繊維等の生産によって、環日本海・環太平洋に開かれた産業拠点の形成を図るとしてしております。また、地域の伝統産業である金属加工の技術を使って、大学とも連携しまして医療機器を開発するなど、地域産業からイノベーションを起こす取り組みを進めることとしております。また、北陸新幹線等を生かして多様かつ広域的な観光ルートを整備するとしております。

次に、6 ページ目、中部圏でございます。中部圏は、世界ものづくり対流拠点を目指しまして、次世代自動車など水素産業、また、MR J に代表するような航空機産業ですが、こういった戦略産業の強化を目指すとしており、これを支える東海環状自動車道の整備など、産業基盤の整備を進めてまいります。

また、リニア中央新幹線をはじめとする高速ネットワークの拡充をいたしまして、昇龍道をはじめとする多様な広域観光ルートを形成することとしております。さらに、圏域を強靱化するために、北陸新幹線の延伸、新東名高速道路の整備などにより、中部圏、北陸圏が一体となってネットワークの多重性・代替性を確保することとしております。

7 ページをご覧ください。近畿圏でございます。近畿圏は、歴史とイノベーションによるアジアとの対流拠点を将来像とすることとしております。i P S 細胞研究所などの研究機関と企業の連携による健康・医療産業や、関西が強みを持ちますリチウムイオン、こういった新エネルギーの産業など、イノベーション創出に向けた取り組みを進めるとしております。

また、豊かな歴史的文化遺産という地域資源を活用して、観光客を呼び込む交通アクセスの整備を進め、京都のみならず、日本海側、紀伊半島まで広がる広域的な観光周遊ルートの形成を図ってまいります。

さらに、南海トラフ地震などに備えまして、基幹的な防災拠点の強化、近畿自動車道による命の道の形成の促進など、強靱な圏域を目指すこととしております。

8 ページをご覧ください。中国圏でございます。中国圏では、東西南北の格子状ネットワークを形成し、瀬戸内海側から中山間地域、日本海側まで多様な拠点間をつなぎ、重層

的な対流促進を図ることとしております。また、中山間地域等の振興のために、地元食材を使った起業家の育成など、地域の魅力を生かした移住・定住の促進を進めることとしております。さらに、国際バルク港湾や物流ネットワークの整備により国際物流機能の強化を図ります。また、四国圏とも連携して、地元自治体と地域金融機関、民間企業が協働して観光推進体制の構築を目指してございまして、2020年には外国宿泊数3倍増を目指すことを目標とする広域観光の推進にも取り組むこととしております。

1枚おめくりいただきまして、四国圏でございます。四国圏では、瀬戸内海を隔てて中国、関西、九州とも隣接する地理的特性を生かしまして、瀬戸内海の魅力や国際的にも評価されておりますお遍路を国内外に発信し、帯在型、体験型の観光の地域づくり、また、サイクリングルートを生かして四国全体に広げるといったような圏域を越えた対流促進を進めるとしてございます。また、南海トラフ地震に対する安全・安心の確保のため、八の字ネットワークや、また、圏域を越えた中国圏の各県との支援体制の構築など、ハード、ソフトの両面の対策に取り組むとしてございます。

また、四国におきましても、炭素繊維を用いた建材の開発、それから、これは愛媛県ですが、高速道路の空港へのアクセス改善、こういったストック効果を生かしまして、養殖マダイを東アジアの市場のほうに展開していくといったことなど、地域資源や技術を生かして世界に通用する産業競争力の強化を図ることとしてございます。

最後に、10ページでございます。九州圏でございます。九州圏では、アジアの活力を取り込む日本の成長センターを目指しまして、ゲートウェイ機能の強化を図るため、福岡空港の滑走路の増設に取り組むこととしてございます。また、外国人観光客にも人気の温泉や世界遺産、こういった地域資源を生かした広域観光周遊ルートの形成に取り組むなど、ブロックの活力を創出する交流・連携を促進することとしてございます。

さらに、東九州自動車道、これによって、この周辺地域に自動車産業の競争力強化、また、医療機器産業とこういった研究ができておりますが、さらには鮮度を保つコンテナ等を活用して農林水産物の輸出額倍増を目指すなど、基幹産業や地域産業の活性化を図ることとしてございます。

各ブロックの概要については以上でございますが、計画はつくって終わりということではなく、計画の実行・推進が何よりも重要だと考えております。各ブロックの推進に当たりましては、地域の事業主体になる地方公共団体、国の各機関、民間が一堂に会する広域地方協議会を計画推進のプラットフォームとしまして、地域間連携、政策間連携を図るため

に、定期的にフォローアップを行いましてPDCAサイクルを回す体制強化を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【奥野会長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、三圏計画に係る報告及び今後の審議につきまして、事務局から説明、お願いいたします。

【井崎都市政策課長】 都市局で都市政策課長をしております井崎と申します。資料4に基づきまして、三圏計画の改定についてご説明をいたします。座って失礼いたします。

ただいまご説明のありました新たな広域地方計画の策定に関連しまして、首都圏、近畿圏、中部圏の三大都市圏を対象とした計画、総称して三圏計画と呼んでおりますけれども、これらにつきましても、広域地方計画と整合を図りながら改定を行う必要がございますので、その現在の検討状況について、ご説明をいたします。

表紙をおめくりいただきまして、まず2ページ目でございますが、大都市圏整備制度の背景でございます。昭和30年代に大都市圏整備制度が創設されておるわけでございますが、当時は経済成長に伴う人口・産業の集中、また、それに伴います交通渋滞、住宅問題、環境問題等が大きな社会的課題となっております。このため、都市部への人口や産業の過度の集中、無秩序な市街化を抑制し、郊外部に人口や産業の受け皿を整備することを目的とした法律が三大都市圏のそれぞれで制定をされたところでございます。

次に、3ページ目でございますが、三大都市圏整備制度の概要でございます。先ほどご説明をしたような背景で創設をされました大都市圏整備制度でございますが、近年では、少子化の進行など、社会経済情勢の変化等を背景とする既成市街地への人口流入圧力の弱まりを受け、関連する政策手段を徐々に縮小してきております。大都市圏整備制度の概要につきましては、3ページ目の下のほうに首都圏を例にお示しをしておりますとおり、国土交通大臣が圏域ごとに整備計画を策定をいたしまして、計画をもとに関連する制度を運用し、実施状況につきましては、白書という形で国会に報告をするという形になっております。

主な関連制度のうち、下側で黄色に塗っております2つ、三圏計画に基づく施設整備への財政上の特別措置、また、大都市中心部での工場・大学等の立地を規制する制度は既に廃止をされております。一方で、緑側の部分でございますが、近郊緑地保全制度に基づく広域的な観点からの自然環境保全、また、工場団地造成事業による産業立地の促進といった制度は、現在も活用されておるところでございます。

次のページ以降で、現在、活用されている制度の概要につきまして、簡単にご紹介をさせていただきます。まず、4ページ目、近郊緑地保全制度でございます。大都市周辺におきまして、広域的な見地から緑地を保全するというを目的に本制度を運用しております。仕組みといたしましては、資料の左側でございますように、国土交通大臣が均衡緑地保全区域を指定することで、建築物の新築などに届け出が必要になります。また、特に重要な緑地につきましては、近郊緑地特別保全地区として都市計画決定をすることで、建築物の新築等が許可制になるとともに、損失補償といった措置がなされております。資料の右側でございますが、例えば首都圏におきましては、東京23区を取り囲む、地図で言いますと緑色の部分でございますが、13地区で約1万5,000ヘクタールの近郊緑地保全区域が指定をされております。

次に、5ページ目に近郊緑地保全制度の活用状況をまとめております。下のほうの左側のグラフ、オレンジ色の線が近郊緑地保全区域の面積の推移となっております。区域の大部分は昭和40年代に指定をされておりますが、近年でも、例えば右側の事例1にございますように、小網代近郊緑地保全区域ということで、生物多様性保全といった新たな要請を踏まえた新規指定を行っております。さらには、また、国が指定した近郊緑地保全区域内で地方公共団体が行います近郊緑地特別保全地区の指定も順次行われておりまして、大きなものとしましては、平成4年に、兵庫県の六甲地区で新たに1,100ヘクタールの指定が行われているといった状況でございます。

次に、6ページ目でございますが、工場団地造成事業の概要でございます。制度の仕組みといたしましては、左に図示をしておりますとおり、国が整備計画を策定している区域において、地方公共団体が工場団地の造成を行う場合、都市計画事業として行うことが可能となります。例えば首都圏におきましては、この制度を活用して44地区で6,700ヘクタールの工業団地が造成されておりまして、例にお示ししておりますが、群馬県の伊勢崎市の事例のように、交通インフラの整備を契機に、近年でも事業化を行っている地区がございます。

続きまして、7ページ目でございます。三圏計画と国土形成計画の関係について整理をしております。この三圏計画につきましては、平成17年に国土形成計画法が制定をされまして、国土形成計画の全国計画と先ほどご説明いたしました各ブロックごとに策定をいたします広域地方計画と調和を保つということとされております。したがって、今回の広域地方計画の改定とあわせて、広域地方計画の内容を反映する形で三圏計画について

も改定を行いたいと考えております。

また、現行の計画につきましては、首都圏が平成27年度まで、近畿圏、中部圏については概ね平成26年度までという計画期間の終期を迎えているという背景もございます。現在、この3つの計画それぞれにつきましては、広域地方計画の検討内容を踏まえた改定案の作成、また、関係地方公共団体との調整を行っているところでございます。

以下、8ページ目以降で具体的にそれぞれの計画の現在の検討状況について、簡単にご報告させていただきます。

まず、8ページ目、首都圏整備計画の概要でございます。こちら、第2章の首都圏の将来像とその実現のための施策というところにまとめておりますが、広域地方計画の内容を踏まえて対流型首都圏の構築、新たな産業集積地帯の形成による国際競争力強化、さらには自然との共生、レジリエンス首都圏の構築といった方向性を示しております。

先ほどご説明をいたしました制度との関連といたしましては、新たな国際競争力強化の観点で、北関東自動車道沿線を新たな産業集積地帯へという方向性の中で、先ほどもご紹介いたしました群馬県の伊勢崎市、また、茨城県の半谷・富田地区といったところで工場団地造成事業を引き続き実施することとしております。また、自然との共生の観点におきまして、水と緑が豊かなエコロジカルなネットワークの形成を図るということで、近郊緑地保全制度を活用した取り組みにつきましても、引き続き進めていきたいと考えております。

次に、9ページ目、近畿圏整備計画の概要でございます。こちらにつきましても、第2章、近畿圏の将来像とその実現のための施策におきまして、近畿圏広域地方計画の内容を踏まえ、先端産業イノベーション創出に向けた取り組み、防災・減災対策の推進による強靱な圏域の形成、地域資源を生かした誘客の促進、自然との共生といった方向性を示しております。

具体的な制度の関連といたしましては、産業振興につながる施策といたしまして、神戸市の西神第3地区などが工業団地造成事業として実施をされておること、また、人と自然が共生する持続可能な圏域の形成という観点から、近郊緑地保全制度を活用しまして自然環境の保全・再生を図ることとしております。

最後に、10ページ目でございますが、中部圏開発整備計画につきましては、対象の範囲が先ほどの広域地方計画の区域で言うところの北陸圏と中部圏を概ね含む区域となっております。このため、中部圏と北陸圏の広域地方計画の内容をともに反映をいたしまして、

第2章の中部圏の将来像とその実現のための施策として、ものづくり中部・世界再強化、また、環日本海・環太平洋に開かれた産業拠点の形成、北陸新幹線等を活用した広域観光の推進、安全・安心で環境と共生した中部圏の形成といった取り組みを進めることとしております。

最後の11ページ目は、これまでの三圏計画の策定経緯を時代背景や関連する制度の状況とあわせて整理したものを参考として添付をしております。

今ご説明をいたしましたように、現在、広域国土形成計画の全国計画及び各ブロックごとの広域地方計画の内容を反映し、また、関係する地方公共団体と調整をしながら三圏計画の改定作業を進めておるところでございます。今後、広域地区計画の策定とあわせてこちらの3つの計画についても改定を行いたいと考えております。

今、各計画の概要についてご説明をいたしました。本文につきましては、本日いただいたご意見も踏まえて、後日作成の上、改めて本審議会を開催するということではなく、持ち回りでの開催として皆様にお諮りをさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

**【奥野会長】** ありがとうございます。最後に審議事項になりますが、国土形成計画の推進等につきまして、部会の改廃等について、事務局から説明をお願いいたします。

**【井崎都市政策課長】** 引き続きまして、資料5-1に基づきまして、国土審議会首都圏整備部会等の廃止について、ご説明をさせていただきます。

今、ご説明をいたしました三圏計画の改定に当たりましては、従来国土審議会に首都圏、近畿圏、中部圏のそれぞれの部会を設置いたしまして審議をいただいております。しかしながら、先ほどご説明をいたしましたとおり、現行の計画体系におきましては、国土形成計画の全国計画と、それに基づく広域地方計画を踏まえた形で策定をするということになっておまして、既に広域地方計画の策定過程で、ブロックごとに広域地方計画協議会を設置いただきまして、検討が重ねられております。

したがって、今ご説明をいたしました三圏計画につきましては、各ブロックごとの広域地方計画での検討を踏まえ、それらの内容を反映する形で計画案を作成した上で、本審議会にお諮りするのが適切な形かと考えてございます。

このような状況の変化を踏まえ、首都圏整備部会、近畿圏整備部会、中部圏開発整備部会につきましては、その役割を終えたものとして廃止することを議題としてご提案させて

いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【白石総合計画課長】　　続きまして、資料5-2につきまして、総合計画課長の白石でございます、私のほうからご説明をさせていただきます。

国土形成計画、全国計画につきましては、昨年、熱心にご議論いただきまして、無事、8月14日に閣議決定をすることができました。計画をつくりましたので、計画の作成についてご議論いただいております計画部会を廃止をさせていただき、今後、計画の推進について、引き続きご議論をいただくための計画推進部会を新たに設置をさせていただきたいと思っております。

資料5-2の裏に設置要綱がございまして、設置ということで、計画推進部会という名前で設置をさせていただきたいということでございます。

それから、任務につきましては、国土形成計画の実施に関して必要な事項を審議するというようにしてございます。

部会の下に専門の事項を調査するための専門委員会ということを置けるようにいたしまして、専門的な事項につきましては、鋭意特別に検討できるような体制をつくりたいと思っております。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

【奥野会長】　　どうもありがとうございました。それでは、ただいまの報告につきまして、また、幅広く、他の件でも結構でございますけれども、ご質問、あるいはご意見ございましたら、お願いいたします。それでは、宮脇委員、石原委員の順番でお願いします。最初に宮脇委員。

【宮脇委員】　　ありがとうございました。2点は意見で、1点はもしわかればということでご質問なんですけれども、まず2点の意見なんですけれども、まず2点の意見なんです。都市部、東京圏、ここでの今までの生産性が非常に高かったということは、情報、それからマネジメント機能というのが非常に集積をしていたということが1つあると思います。

今教えていただいたように、東京圏の密度を下げていくということは、そうした情報集積ですとか、マネジメントの集積機能というものを、要するに非都市部との間で結びつけていかないと、全体の生産性というのを確保していくということが難しくなるということだと思います。もう既に、これは国土形成計画のほうできちんと指摘がされていますので、ここで申し上げるまでもないと思いますが、やはりICT等によります、そうした情報や



マネジメント機能というものの分散・集積というのは非常に重要だと思っておりますので、そういった点との一体化というんでしょうか、圏域計画のこういったところはぜひ重視をしていただきたいということがまず第1点でございます。

それから、第2点として、これも先ほどご説明にありましたので、いいかと思うんですが、圏域間の調整ということをご指摘いただいております、この点につきましてもぜひ重視をしていただきたい。各圏域ごとで最善を尽くすということが必ずしも日本全体でいい効果が出る、いわゆる合成の誤謬の問題ですけれども、そういったことが起こらないように、圏域間においても選択と集中といったようなことの視点というのをやはり持っていく必要があるのではないかとということでございます。

3番目なんですけど、今の点に絡むんですけど、これはもしおわかりになればいいんですけども、東北圏のところの産業開発の推進等のところで、人工クモの糸です。これについて例題として挙がっております、これについて、私も、単に産業ということだけではなくて、まちづくりですとか、あるいは農業等とも関連しているということで、非常に重要な取り組みだと思っております。市場規模の問題ですとか、量産化に成功ということの一方で、たしかここでいろいろと慶應大学と一緒にヒアリングをしたときに、炭素繊維とマーケットが今すぐということではないようですけれども、競合してくるとか、そういった問題もあって、その辺の人工クモの糸の、これはおわかりになればいいんですけど、今どの程度のところで本当の意味のマーケット性、そういったものを持っているのか、そのことが他の地域における、そういう産業との段階というんでしょうか、これとの間での関係というのを捉えていったらいいのかということで、最後の点は、もしおわかりになれば結構ですので、よろしく願いいたします。

【奥野会長】       ありがとうございます。具体的な質問が出ておりますので、ここでちょっとお答えいただきたいと思いますが、広域地方政策課長さんからまとめていただいて、あと、お二人の課長さん、追加ございましたら、お願いします。

【甲川広域地方政策課長】       宮協委員のほうからありました、まず東京圏のICT情報のマネジメント、この件は本当にご指摘のとおり重要でございます、東京圏の生産性の確保、こういったものは引き続き重要だと考えております。今回、このペーパーの中に入っておりませんが、首都圏の圏域全体の中では、やはりICT情報産業、これも重要だと位置づけをさせていただいております。

それから、圏域間の調整、これも非常に重要なご指摘でございます、特に圏域間連携

は、今回の広域地方計画では重要視しております。実は広域地方計画を作る協議会におきましても、圏域を越える、隣接する県も実は中に入っていていただいております。非常に圏域に限らず、自由な交流ができるように、例えば中国と四国は共同して協議会を開くなど、こういったものを引き続き行っておりますので、今後、フォローアップの段階においても、こういった動きを国のほうとしてもウオッチをし、支援をしていくという形にさせていただきたいと思っています。

それから、この東北圏、これはいわゆる人工クモ、スパイバーという企業ですが、これは、大量生産できる技術はできたと。ただ、使い道のところがまだ無限の段階で、ただ、これは炭素と違って、たんぱく質というものなので、例えば医療のほうにも転用できるんじゃないかということが言われておりますが、これはまだこれからという段階でございます。いろいろな幅広い分野にどうやって使っていくかというのはこれからの課題だと認識しております。

【奥野会長】 ありがとうございます。井崎さん、白石さん、よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。それでは、今度は石原委員、お願いいたします。

【石原委員】 石原でございます。ただいまいろいろお伺いいたしまして、全体的に既に閣議決定されております国土形成計画に基づき、各ブロックと特色がよく出たものになっているのではないかと考えております。やはり各地域が一番よく知っておられるのは各地域ということでございますので、それぞれ独自の個性を更に一層磨き上げていただきたいなと思います。

地域の個性をつくり出す担い手の1つとして、私ども産業界があるわけでございますけれども、我々産業界といたしましても、一層の生産性向上を目指して、産と学、あるいは官との連携によりまして、イノベーションを起こしながら、対流促進型の国土形成、あるいはコンパクト・プラス・ネットワークをバックアップしていきたいなと思っている次第でございます。

個別に幾つかコメントさせていただきたいと思いますが、1つは、イノベーションの創出による生産性の向上でございます。最近、話題になっておりますIoT、AI、ロボット等々など分野におきまして、ぜひ諸外国に遅れをとることなく、また同時に、国際標準化といった点でも世界をリードしていく必要があるのではないかと考えております。こうした分野では、各地域の個性を輝かせる前提条件といたしまして、国が強力なリーダーシップを発揮する必要があると思いますが、その際には、ぜひ縦割り行政を廃止しながら、

オールジャパンで対応していただくということが課題ではないか、こういうように思っております。

次に、地域間連携でございます。本日の資料でも触れられておられましたけれども、各地の産業クラスター構想、あるいは港湾・道路等の整備による、いわゆるインフラストック効果を活用するなどの個性的な取り組みが多く出てきていると評価したいと思っております。

産業界と地方の特色ある大学の連携で、例えば農業をハイテク武装した若者の産業にモデルチェンジと、こういうことをキーワードに、今のGPSですとか、ドローンの活用、あるいは自動運転による農耕作業の24時間化等々にトライされている例もあるわけでございますけれども、こうした地域の個性ある取り組みが他の地域と連動して対流をもたらせば、これが結果的に「稼げる国土、住み続けられる国土」の実現にもつながってくるのではないかと思っております。

さらに広域的な連携という観点では、インバウンドの拡大が極めて重要な課題になってきようかと思えます。日本にある四季折々の景観、温泉、祭り、そして食などの豊富な観光資源、こういったものがあるわけでございますので、それぞれにストーリー性を持たせて、ぜひ地域同士のネットワークづくりを目指していただきたいなと思えます。そうしたでき上がったネットワークをベースといたしまして、例えばYouTubeなどを使って話題性を高める、そして、人を呼び込むといったような新しい発想力と行動力、そして、何よりも情報発信、こういったものを広域地域帯として連動してやっていただくことを期待したいと思っております。

いずれにいたしましても、今回、ご報告いただきました各計画、いずれも各地域の将来を決する非常に重要な計画だと思います。地域のことを知っているのはその地域であると同時に、地域の未来を本当の意味で本気で考えられるのはその地域であると思えます。若者が希望の持てる社会、あるいは女性の活躍推進の観点を踏まえまして、私ども産業界といたしましても、生産性向上と就業率の向上に努めてまいりたいと思っている次第でございます。

私からは以上でございます。

**【奥野会長】** ありがとうございます。重要なお指摘をいただいておりますので、担当課のほうでしっかり受けとめていただきたいと思いますと思いますが、国交省のリプライは、最後に局長からまとめてお願いできますでしょうか。

【本東局長】 はい。

【奥野会長】 ありがとうございます。

じゃ、川勝委員、それから、小田切委員、伊東委員の順番でお願いいたします。

【川勝委員】 静岡県の川勝でございます。首都圏の広域地方計画にかかわるご指摘をさせていただきます。首都圏の広域地方計画、3本柱の1つが巨大災害にも対応できるレジリエンス首都圏の構築とありますが、この巨大災害で想定されているのは、主には直下型の地震であるかと存じますけれども、2年前に大雪が降りまして、首都圏の中に入っている山梨県、3日3晩、いわば陸の孤島になりました。高速道路も鉄道も不通になったということでございます。これは誠に危機的なことなので、これとのかかわりで、リニア新幹線は地下を走りますので、もし甲府と首都圏との間において、リニア新幹線が例えば2020年のオリンピックまでにでき上がっておりますれば、そこを通して人を救出することも、また逃げることもできると思います。この点、リニア新幹線は、もちろんJR東海さんの所轄ではございますけれども、一気に開通ということで、これはオリンピックの開催が東京で決まるという前にお決めになったことでございましたので、新しい事態に備えまして、山梨県が孤立することのないようなリニア新幹線の活用をお考え賜りたいと思います。

それから、御嶽山の噴火がございまして、富士山の噴火ということも想定内になり、山谷前防災担当大臣も加わられまして、富士山の噴火訓練も大々的に一昨年、行われました。さて、富士山が噴火しますと、灰は全て偏西風によりまして首都圏に参ります。そうしますと羽田空港、あるいは横田基地、あるいは場合によっては成田、あるいは百里基地等の空港が使用不可能になる可能性がなきにしもあらずということでございます。そうしたときに、前国交大臣の太田大臣は、首都圏の補完をするものとして、降灰から自由な空港は新潟空港、松本空港、あるいは富士山空港があると。そうした中で一番近いのは富士山空港であるので、これを首都圏空港の補完空港として位置づけるというようなご発言をされているのを、改めてここでこの首都圏のレジリエンスを高めるということのためにご勘案賜りたいと存じます。

ちなみに、この空港の真下に新幹線が走っております。したがって、仮にここに新幹線の駅でもできておりますれば、有事のときには役に立つと思う次第でございます。この点もレジリエンスとの観点で、危機管理の観点でご勘案を賜ればと存じます。

これとのかかわりでございますけれども、首都圏はJR東日本、そして、また、中部圏

は一部がJR東海でございますけれども、ICカードが両方使えないようになっているという不便がありまして、この点につきましては、なかんずく本東局長が大変高い問題意識を持っておられます。例えばオリンピックのとき、外国の方がカード1つで使えるようにするのは、これは国益上、非常に重要なことでもあります。お金のかかることではありますけれども、やはり1つのカードで首都圏から中部圏に行けるとすることが極めて大切でございますので、リニア新幹線、全部自分のお金でできるぐらいの財力があるところでございますから、こういう国益の観点から、極めて強い、高い指導を国交省にお願いいたしまして、2つのICカードが今のように、齟齬を来さないような、そういうご指導を賜れるようお願いをいたしたく存じます。

以上であります。

【奥野会長】 ありがとうございます。ただいまの川勝委員のご発言につきましても、最後に、本東局長のほうからお願いできればと思います。ありがとうございます。

それでは、小田切委員、お願いいたします。

【小田切委員】 広域地方計画について、少し意見を申し上げてみたいと思います。先ほど石原委員もおっしゃったように、既にボトムアップで、各地方ブロックで検討が進められております。そういう意味で、この場で異議ということではないんですが、おそらく見せ方が適切ではないのではないかと、そんな印象を強く持っております。と申しますのは、今回の国土形成計画、「稼げる国土」、そして、「住み続けられる国土」、そういう意味では、地域の産業政策と、あるいは地域の社会政策、このバランスをとるとというのが非常に大きなテーマであろうと思います。その意味では、今回の少なくとも全国計画レベルにおいては、バランスはとれていると私自身も思っております。その点で、全国総合開発計画という開発がついた計画から、それがとれた国土形成計画に名実ともに変わった。第2回目の国土形成計画になって、いよいよ変わってきたと理解しているんです。ところが、残念ながら、広域の各計画を見ても、それが読み取れません。おそらくそれは、先ほど申し上げたように、見せ方だと思うんですが、例えば「共生」という言葉が少なくとも、今回、このようにご紹介していた中には全くありません。あるいは「環境」という言葉もありません。

しかし、一方、私自身も首都圏計画についてはかかわっておりまして、その中で、先ほどご紹介があったように、共生首都圏という非常に魅力的な方向性も打ち出されております。その意味では、おそらくプレゼンテーションにバランスを失しているといいたし

か、もっと言えば、ソフトとハードとのバランスをとるとか、あるいは大きなインフラ投資と小さな暮らしレベルの共同投資のバランスをとるとか、あるいは守りと攻めのバランスをとるとか、あるいはガバメントと多様な主体によるガバナンスのバランスをとるとか、そういう視点がおそらくこの資料には弱いんだらうと思います。その点で、この資料が公開された場合には、おそらく誤解を持つ方が出てくるのではないのでしょうか。今後、かなり国が大きな投資を行う、そういうものが予定されていて、それこそが広域地方計画だという、そんな誤解が生じることを恐れます。むしろ先ほどご説明いただいた三圏計画のほうがある意味ではバランスがとれた報告ではなかったかと思います。ということで、ぜひ見せ方に今後工夫していただきたいということを申し上げたいと思います。

以上でございます。

【奥野会長】 ありがとうございます。私もいろいろなところでこれに触れさせていただくことがあるんですが、担い手が大事だと、協働社会、「新たな公」という名前で今、呼んでおりますけれども、その辺のところも強調させていただいているところでございます。ありがとうございます。

じゃ、伊東委員、お願いいたします。

【伊東委員】 失礼いたします。岡山県倉敷市長の伊東香織と申します。よろしく願いいたします。

全般的な観点からの意見を一言、言わせていただきたいと思います。今の日本の人口の将来の姿と、東京一極集中の是正というのは、言うまでもなく国家的な大きな課題となっていると考えております。特に私ども地方の都市から申し上げますと、地方創生の議論の中で、特に地方から東京圏への人口の流出超過というのが年間に約10万人を超えておりまして、特に東京圏への流入というのはむしろ増えている状況にあるというところに非常に危機感を持っております。この状況を踏まえまして、もちろん東京圏の首都圏、そして、国際都市としての発展は大切なことであるわけでございますし、また、一方で、今申し上げたような状況を踏まえまして、特に地方の競争力強化、また、利便性の向上、魅力向上、特に東京から地方への人口移転、また企業移転ということを進めていくという必要が今、国家的な課題としてあると思っておりますので、そういう方向性を特に国土形成計画の推進という観点で、新しく計画推進部会も置かれるということでございますので、地方に、特に先ほど申し上げましたような観点で、東京から人が全国にぜひ戻ってきていただけるような、そういう個別のインフラ整備やソフトの面などでの計画の推進というものをこの

国土形成計画の推進という面でぜひ見ていただければと思っております。

直近の私どもの例で申し上げますと、中国地方では昨年の3月に、尾道松江道が開通をいたしまして、尾道と松江の間がこれまで約4時間かかりましたのが2時間半で直結してつながるといことで、非常に今、人の流れ、まさに今、対流の国土形成ということも進んでいると思っております。そういう観点で、ぜひこの国土形成計画の推進という面で、地方への人の流れという面にぜひご配慮賜ればと思っております。

以上でございます。

【奥野会長】 ありがとうございます。それでは、崎田委員、それから、佐藤委員の順番でお願いいたします。

【崎田委員】 ありがとうございます。先ほど会長から担い手づくりの重要性というコメントがありまして、私も、その辺が大変重要だと思っております。既にご説明のときに、資料3の最初のページに、広域地方計画協議会、ここできちんと協議をしているというお話がありまして、こういう輪を育てているということ自体、大変重要ですが、実際に実行する段になったときに、この輪よりももう一步、地域に根差したような形で身近な連携の輪をつくっていただくということが大事なのではないかなと思っております。

その際に、ぜひこの図には出ていない金融、地域の金融機関とか、地域に根差して活動しておられる団体とか、そういうものをきちんと入れながら、そういう輪をつくっていただければありがたいと思っております。

もう1点、もう1つの三圏計画のところなんですけれども、既にいろいろと発展している部分に関してはこの制度の見直しというお話がありまして、それに賛成いたしますが、1点、いただいた資料4の例えば5ページあたりに、近郊緑地保全制度の活用状況というのがあります。4ページ、5ページあたりに。この近郊緑地保全制度というのは、まだまだ非常に意味のある制度だと思いますので、きちんと現在の進行状況をチェックしながら、そして、それを保全する輪がちゃんと育っているかどうか、そういうところまで見ながら進めていただきたいと思っております。

なぜそういう発言をするかと申しますと、首都圏の自治体の都市計画審議会に長く参加をさせていただいておりますが、審議自体はきちんとやって、進んでいるんですけども、昭和40年代ぐらいのいろいろな社会インフラを見直すということを踏まえた、都市再生のいろいろな案件が非常にたくさん出てまいります。こういう時代だからこそ広域の緑地はきちんと保全するという視点を大事に運用していただければありがたいと思っております。

ます。よろしくお願いいたします。

【奥野会長】 ありがとうございます。今、ご発言ございましたが、「稼げる国土、住み続ける国土」、それから、国土の管理運営、いずれにおいても、担い手の方々の活動は非常に大事だと思います。内閣府に共助社会づくり懇談会というのがありますが、そこでも、今、先生がおっしゃったような協調社会の場、あるいはプラットフォーム、いろいろな名前と呼ばれているんです。そういうものがいろいろな地域にできつつありますけれども、その中で金融機関といいますか、特に地域の信用金庫、信組、その辺の金融機関の役割は非常に大きな役割を握っていると私も認識しております。ありがとうございました。

じゃ、佐藤さん、お願いします。

【佐藤委員】 ありがとうございます。2点、意見を申し上げます。1点目は、広域計画のまとめ方で、小田切委員と重なる部分があるのですがけれども、私も九州圏の広域計画に参加して、議論に参加してきて、A3、1枚でまとめるところこういうふうになるのかということを感じました。やはり産業、経済と交通というのが前面に出てきて、実際の計画には他にも様々なものが入っているのですがけれども、その出し方ということに関しては再度、十分考慮いただきたいと思います。

その際に、この間、PDCAサイクルを回すというお話もありましたけれども、アウトプットでPDCAサイクルを回すと、自然資源の持続可能性というのを損なうおそれもありますので、持続可能性という言葉がほとんど環境もそうですけれども、出てきていないので、その点をしっかり踏まえた出し方というのをしたほうがよいのではないかと思います。

それと、2点目は、近郊緑地の保全についてです。人口減少が進む中で居住空間を豊かにするという点で、都市の緑地率が非常に低い日本において重要な施策だと私も考えております。その上で、ただ、日本の場合には、ヨーロッパに比べると植物層の生物多様性が非常に、ある意味温帯の中でも豊かで、放置してしまうと非常に荒れてしまう状況があります。現在、有害鳥獣の害が広がっていたり、産業廃棄物のごみ捨てのそういった場になったりということもあります。それから、樹木が高齢化し過ぎて、それが危険をもたらすなど、様々な問題も生じています。誰が管理を担っていくのか、それから、住民の方々がそこを利用して、自分たちのものとして保全していけるような行政と住民との協働関係という、やはり人材面での取り組みというのが非常に重要になるかと思っております。

以上です。



【奥野会長】 ありがとうございます。持続可能性という言葉については包括的に、持続可能な国土管理というふうな言葉で本文の中には1つの軸として入れてございます。ありがとうございます。

他。沖原委員、お願いします。

【沖原委員】 関経連の副会長も兼務しています沖原でございます。2点申し上げます。

1点目は一言ですが、お礼も兼ねて、議事3番目の広域地方計画の中に、いろいろな困難な中でも、東京一極集中の是正、そのための成長軸としてのスーパーメガリージョン、それから、それをつなぐリニア、北陸新幹線、あるいはレジリエンスのためのその2つということで、いろいろ書き込んでいただきまして、ありがとうございます。ただ、関西、関経連としては、やはりあくまで同時開業を目指しており、その旗はおろしてならないということで、最近、盛り上がっていますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目は、三圏計画に関する件なんですけど、ちょっとこれは言い過ぎかもしれませんが、三圏計画、これは前回の国土審議会のときにも申し上げたのですが、やはり三大都市圏一緒ではないんじゃないかということです。昭和30年代から比べて、首都圏に人口が一極集中をしているわけですが、一方で、例えば関西における既成都市区域というのは、人口が減ってきていて、もう今や人口集中抑制をする必要ないというような状況です。むしろ今からアベノミクスの新3本の矢、GDPもそうですけれども、やはり出生率を上げるとか、介護離職をゼロにするとかというためには、むしろ関西なんかは既成都市区域にもっと企業を集めて、人もその近くに住むということは、職住近接で出生率を上げる、介護離職を少なくするという意味で非常に重要だと思っています。

したがって、三大都市圏一緒にするのではなくて、少なくとも私は、近畿圏整備法については、むしろそういった面で見直していく必要があるんじゃないかと思います。いずれにしても、日本の大きなビジョンである一極集中を是正して、また成長もし、子育てもし、介護もするというためには、むしろここは見直していただきたい。

それから、その件に関して言えば、首都圏から企業が移転する場合の優遇税制の対象も、大阪の市内なんかは対象外となっているということですが、むしろそれも今の見直しの観点から言えば、必要ではなかろうかと思います。ちょっと突飛ではありますが、よろしく申し上げます。

【奥野会長】 ありがとうございます。それでは、原田委員、それから、田村委員の順番でお願いいたします。

【原田委員】 この1枚にまとめてあるものについて、なかなかコメントというのは難しいなというのが正直なところですが、国土形成計画で書いてあった全てをこれで詳細化するというわけではなくて、国土形成計画の全体のところで書いてあったように、広域ブロックの自立的な発展と相互の交流・連携、あるいは広域ブロックの特質を生かした特色ある地域戦略を描くということの点から見ると、ちょっとざくっとした図が多いなという所はあるんですけども、いろいろ検討された結果がうまくまとまっているんだろうなとは思いました。

ただ、コンパクト・プラス・ネットワークというキーワードが最初のページにもありますし、最初のご説明のときにもあったと思うんですけども、それが各自治体でやっている部分と、それから、メガリユージョンというような非常に大きなところで、全国のより大きなところでやっている部分と、それから、この広域地方計画のブロックの中で考えている部分と、そういう階層構造が幾つかあると思うんですけども、今回のこの図の中で見る限りは、首都圏で連携の塊、この中身がちょっとわからないのであれですが、さすがに少し階層構造が見えるような感じがするんですけども、生活サービスのそれぞれについて、この広域地方計画のところで、コンパクト・プラス・ネットワークというような形である圏域を考えた、ある生活サービスについてはここに拠点を置くというようなものがやはり検討されるというか、そこは階層的につながって出てくるとわかりやすいかなと、おまえ、できるのかと言われるとなかなか難しいことですけども、希望として述べさせていただきたいと思います。

【奥野会長】 ありがとうございます。次は田村委員、お願いいたします。

【田村委員】 先ほど佐藤委員のほうからもコメントがございましたが、私のほうとしては、感慨深いのは、A3にまとめても、防災が1つ上に出てくるようになるのだと。これは1つ、東日本大震災の大きな影響で、わりと広域で皆さんが防災のことを捉えていただけたようになったということは非常にありがたい。そして、防災を裏返せば、平時ということになりますので、非常に私としては感動しましたというのが1つ。

それから、全体計画、地方計画、それから半島ということ、三圏ということで、多重的に、戦略的に計画展開をされているというところにも勉強になりまして、感動をいたしました。

じゃ、今度は地方のほうを。私は3つの地方の計画のほうに参画したんですが、皆さんすごく地域を愛されていて、いろいろな意見をおっしゃって、とても1つ1つはよいもの

かなと思いました。これが今度、国のほうに返ってきたときに、やはりそれを見て、改めて調整するなりの新しい戦略というのに活用していただくことはできないでしょうか。

先ほど何点かお話がありましたが、例えば災害が起こったとき、空港なんていうのは拠点として、やはり地域、エリアを越えても、これは使っていこうというお話もあります。そうなってくると、やはり全体調整がなければ、うまく資源最適ができない。災害時も平時もと感じたところでございます。

ぜひ戻ってきたものをもう一度、戦略的に展開するというので多層的に進んでいけないかと思っております。

【奥野会長】 どうもありがとうございました。荒金委員、よろしゅうございましょうか。それでは、お願いします。

【荒金委員】 計画については、大きくはこのとおりでなと感想なんですけれども、実は少し、足元のところで、例えば国土形成計画の中で土地の有効活用の促進となっている部分がありますけれども、現実的にその中で、その中が計画の中にも書かれているんですけれども、所有者の把握が難しいところが増えてきているというようなことが書かれています。ただ、それは総合的に現場の対応を支援するための方策を総合的に検討するということで、終わっているんですけれども、ぜひその辺について、具体的にこの計画推進部会のほうで議論していただきたいと思っています。

そう言いますのも、先般、九州のほうで寒波がありまして、水道施設を含めてかなりの影響があったんですけれども、一番現場のほうで問題になったのが空き家のところが誰が所有者になっているのか、またそこが空き家なのかどうなのかというのがはっきりわかっていないという自治体が、実態としてはっきり全容をつかめていないという部分がありまして、復旧にも相当時間がかかったということがあります。そういう面で言うならば、やはりこの土地の所有の分野に対して、自治体任せというわけではなくして、自治体も頑張るんでしょうけれども、ぜひ国のほうとしても、何らかの有効な対策をぜひ早急に進めていただきたいと思っていますところでは。

【奥野会長】 ありがとうございます。北側委員、よろしゅうございましょうか。ご発言ございましたら、お願いします。

【北側委員】 先ほど来より貴重なご意見を頂戴しておりまして、勉強になっております。今回ということでなくていいかと思うんですけれども、先ほどもお話ございました首都圏、東京圏の一極集中をどう是正していくのかというのは、私はやはり近々の課題だと

思います。経済の再生を考えてもそうですし、地方の創生を考えてもそうですし、さらには危機管理ということを考えても、今のままでいいとはとても思えません。そういう意味で、この東京圏の一極集中を変えていく実効的なことを今後、に早急に政治の場でも考えていかないといけないなと思っております。これは単に国土づくりをどうするかという観点だけではなくて、もっと広い意味で東京圏のこの集中状況が何ら変わっていないということについて、例えば大学の問題だとか、学生が東京に集まってくるという状況を打開をしていかないと、地方の創生なんかあり得ないなと私は思っております。

そういうふうな様々な観点から、この問題についてしっかりと取り組む必要があるし、ぜひ国土審議会でも、その点をかなり優先順位の高い命題として取り上げていただくとありがたいと思いますし、我々政治の場でもしっかりこの問題を意識して考えていきたいと思っております。

【奥野会長】 ありがとうございます。福井委員、いかがでございましょうか。

【福井委員】 今回から初めて参加させていただきます、元都市局で働いていた人間なんでございますけれど、今、地方創生と国土強靱化を担当しております、特に地方創生で本当に目鱗なのは若者の価値観ですね。地方に住むことのほうがカッコいい、地方に住むことのほうがクールだという価値観が、むしろそっちのほうが主流だということに着目してまちづくり、国づくりをしないといけないなということで、我々のほうは、もうアウトカムはたった1人でもいい、そのたった1人でもいい、心の中に希望のともしびがともること、それを行政、国全体のアウトカムにしようという、そういうムーブメントを今、始めさせていただいているところでございますので、また参考までにご紹介をさせていただきました。ありがとうございます。

【奥野会長】 ありがとうございます。まだご意見があらうかと思いますが、大分時間が押しておりますので、質疑応答については以上にさせていただきます。皆様のご意見、お話に関するリプライにつきましては、会議の最後に局長のほうからまとめてお願いいたします。包括的にお願いできればと思います。どうもありがとうございました。

それでは、ただいまご質問にも出ましたように、三圏計画の変更につきましては、本文が完成の後、持ち回り開催することで審議会としての意見をまとめさせていただきます。また、国土形成計画の推進に関しまして、特にご異論は出ておりませんので、この提案のとおり進めさせていただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【奥野会長】 ありがとうございます。それでは、案のとおり、国土審議会決定をすることにいたします。

最後に、議題5に移りたいと思います。報告事項でございますが、OECDによる日本の地域政策への提言であります。本日は、来日中のOECDアルター局長からご説明をお願いいたします。

【アルター局長】 本日はこの機会をいただきまして、ありがとうございます。ロルフ・アルターと申します。プレゼンテーションの資料をご覧ください。日本語の翻訳がお手元にあるかと思います。

それでは、OECDが日本から依頼を受けた調査結果について、「日本の地域政策への貢献 生産性の成長を回復するために：超高齢化社会の事例」という議題により、幾つか主要な点をご報告したいと思います。

本論に入ります前に、2ページをご覧ください。まず、OECDとはどのような機関かについてです。OECDは、競争力があり、効果的かつ革新的なガバナンスについての政府間での政策対話の場を提供しています。34のOECD加盟国が、地域開発政策委員会、主に地域政策に関する意見交換を行っております。地域開発政策委員会は、本日のこの国土審議会と同規模の参加者により、成功例、失敗例についても議論しています。成功例も失敗例もどちらも取り上げるのがOECDのよいところではないかと考えています。また、レビューを行うよう依頼された国に対しては、レコメンデーションをお出ししています。また、ベストプラクティスなどの分析や紹介も行っています。

日本については、2005年、国土形成計画制度の改定の際にレビューを行いました。今回、日本からレビューを行うようご依頼いただきました背景には、高齢化、人口動態の圧力という日本にとって非常に重要な問題があるためです。ただ、この高齢化を含めた人口動態の問題というのは、日本だけではなく、全ての国にとっても課題であります。特に日本はその中でも先んじているということが言えます。人口動態の変化が最も早く表れているのみならず、それに対する解決策を提供していくという意味でも、日本は先んじていると思います。

3ページ目に、本日お伝えしたい内容を4つの主なメッセージにまとめております。まず第1に、人口動態の変化は課題であるとともに、チャンスでもあるということです。2つ目に、地域政策には重要な役割がある、つまり、生産性を向上させる役割があります。そして、就業率も高めることができます。したがって、就業率などにも着目して地域政策

を見ていかなければなりません。もちろん、人口動態の変化についても念頭に置く必要があります。3つ目に、都市圏レベルでのガバナンスの向上というのが、潜在的な生産性を最大に生かす鍵となります。そして、4つ目に、農村間の連携を強化することが、地域、地方の繁栄を維持する鍵になると考えています。

これら4つのメッセージについて、更に詳しく申し上げたいと思います。まず、第1のメッセージ、この点については、皆様、どのような課題があるのかよくご存じのとおりです。高齢化、それから人口が減少しているということは、日本に大きな打撃を及ぼすであろうと予想されています。2050年までには2,500万人の人口が減ると言われています。また、若年層の人口の構成がかなり変わるということです。そういった課題にチャンスもあると考えておりますので、そちらをお伝えしたいと思います。

表は、潜在的な便益やチャンスには、どういったものがあるのかを挙げております。これは政策の自由度にもつながるものです。チャンスであって、正しい政策が適用されれば、こういった潜在的な便益を引き出すことができるということです。まず第1点、長寿は成功の証です。これはしばしば議論の中で見落とされがちです。多くの国で見落とされている点です。長寿化が問題の原因のようにとらえられますが、しかし、高齢化、すなわち長寿というのは、政策面で成功を収めたからに他ありません。これはよい政策の核心であると言えるでしょう。アドバンテージであると捉えることができます。

人口減少については、少ない人口がもたらすこととして4点挙げておりますが、これもチャンスと捉えることができます。全国にわたって人口密度が低くなる、混雑も減る、土地利用がより柔軟にできる自由度が高まる、そして、環境負荷が減るということです。したがって、こういったアドバンテージも検討する必要があると思います。ポジティブな可能性もあるのだということです。そして、このための適切な政策を策定し実現できるようにしていかなければならないということでもあります。

5ページ目をご覧ください。G7と比較をした日本の位置づけをお示ししています。OECDは34カ国、加盟国があり、その全ての統計を扱っておりますが、日本はG7であるだけでなく、G7開催国でいらっしゃいますので、このG7という主だった国だけをこちらでは取り上げて、見ております。

日本のGDPの成長率は過去1999年から2011年にわたる12年間においては、非常にリーズナブルであったとすることができるでしょう。他のG7諸国と比べてもリーズナブルな成長率を維持しています。どういう要素が影響しているのか、要素別に見てみ

たいと思います。

日本の生産性の伸びはかなり大きい。同じぐらい生産性が伸びているのはアメリカです。ただし、就業率が日本の場合には生産性の足を引っ張っているという状況です。そして、また人口動態も足を引っ張っている状態です。つまり、生産性を押し下げてしまっているわけです。ですから、GDPの成長率全体としてはそれほど高くない、生産性は高いけれども、生産性を押し下げている2つの要素、人口動態と就業率があるということです。

人口動態が生産性を押し下げているのは、この表では、日本以外ドイツだけです。したがって、こういった比較というのは重要だと思います。他の国がどのような経験をしているのかを見ることができるからです。そして、重要な対応策を知ることにつながるからです。

6ページ目で申し上げているのは、地域政策によって、成長性の足を引っ張っている部分をプラスに貢献できるものにした場合の状況です。これは、長期的な日本の将来です。これは一晩で変わるものではありません。ただ、これは可能だということを示しております。

就業率、この点については、日本では明確な取り組みを始めていると思います。特に女性の就業率を高めるという試みが進んでいると思います。また、高齢者についても、より長い間、労働力として残ってもらう、そして、生産性を高めていただくという試みがあると思います。

この人口動態の変化をプラスの貢献にする方策としては、例えば女性、その家族のおかれた状況を改善させるということです。例えば、今よりもより広い家に住むことができるようになる、また、交通手段がラクになるというのは、やはり人口動態の変化によって混雑が減ることによるもので、この際、地域政策はこのような状況を変えることによって大きな貢献ができると思います。短期的にはできません。これは時間をかけることが必要です。これは明確な政策を用いることによってできることです。

7ページ目に進みます。日本についてこのような調査を行いました。G7の国についてこのような回帰分析も行っております。ここから、ガバナンスの細分化の度合いが低ければ低いほど、生産性のポテンシャルは大きくなると言えます。このため、政策としては、ガバナンスを改善させるということに焦点を当てる必要があります。これは例えば地方自治体の境界を変えようということではなく、協力をより進めようということをおっしゃいます。

細分化の度合いとは、人口10万人当たりの地方自治体の数で計算しております。東京はそれなりの規模、大きさがありますが、細分化の度合いは比較的に低いわけです。結果として、生産性が高くなります。ここでは都市の大きさではなく、細分化の度合いが重要なのです。このグラフで下のほうに出てくる人口規模の小さい都市でも細分化の度合いはかなり異なっています。リーズナブルなガバナンスを導入し、そして、地域の地方自治体がお互い協力し合う、調整し合うという形をとったほうが望ましいということを申し上げます。

8ページ目に進んで、農村と都市部について、日本と他のG7諸国との重要な比較について言及したいと思います。日本は、農村地域の1人当たりGDPは比較的高いです。ドイツが日本よりも高いかもしれませんが、日本の農村地域はG7諸国全体と比べると高いです。また、農村地域間の差は比較的に小さいわけです。日本よりも農村地域間の差が小さい例にはフランスがあります。

最も重要な点は、日本の農村地域は平均で見ると都市の平均からあまり離れていないということです。ここから得ることができる結論は、日本の農村地域はなかなかよいのではないかと、ということです。また、都市部の平均とも比較的近いです。このため、政策としては、我々の考えとしては、農村部に特化するのではなく、都市と農村部の連携を強めることが望ましいと思います。この2つの地域をより緊密にするほうが、より有望な政策であると言えると思います。

4つの重要なメッセージということで、日本に紹介したかったものを短くプレゼンさせていただきましたが、レポートそのものにつきましては4月に発表します。OECDの事務総長が日本に来ますので、事務総長から、日本政府にこのレポートをお渡しする形になります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**【奥野会長】** どうもありがとうございました。限られた時間になりますが、ただいまの報告につきまして、ご質問、あるいはご意見ございましたら、お願いいたします。沖委員、お願いします。

**【沖委員】** ドイツのGDPの成長率の高さ、99年から2011年にかけての高いGDP成長率が達成できたのは、就業率が大幅に高まったからであるということでしたが、どのようにしてドイツはそのような就業率の引き上げを図ることができたのでしょうか。日本がドイツから学ぶことができるものは何かあるのでしょうか。フランス、イタリアの経



験からも学ぶことができるものはないでしょうか。

【奥野会長】 お願いいたします。

【アルター局長】 ご質問どうもありがとうございます。就業率については、2つ意味しています。1つ目は、労働市場の条件が整っているということ、つまり、雇用があるということ、それから、2つ目は、より長い期間、労働市場にとどまっているということで、これには様々な要因が寄与しています。また、女性の労働力参加率につきましては、過去はあまり日本と異なっていません。日本と同じような状況でした。男性・女性問わず、労働力参加という意味では、法定の勤続可能年齢の比較が重要ではないかと考えています。例えばフランスの場合には、65歳が正式な退職の年齢となっております、他の国々と似通っていますけれども、実際に退職する年齢は65歳をはるかに下回っております。ですから、潜在的に労働者、労働力があるけれども、その潜在性を活用できていないということでもあります。そうなりますとパフォーマンスが低くなります。ここで申し上げます就業率というのは、労働市場にとどまる、雇用にとどまるということでもあります。しかし、しばしば政策によって労働市場にとどまることができず、そこから姿を消してしまうことがあり、その人たちをまた戻さなければなりません。そのためには、一連の政策を導入する必要があります。この場合、最も重要なことは、まず労働市場の条件をリーズナブルな条件に整備する、仕事をしたいと思ったら、仕事が見つかるように労働市場の条件を整えることが重要です。

【奥野会長】 どうもありがとうございました。他、もうお一人だけ、もしありましたら。お二人挙がっておりますので、じゃ、川勝委員、崎田委員、申しわけございません、手短にお願いできればと思います。

【川勝委員】 今、プレゼンは本当にすごく感銘を受けました。高齢者はリスクではなく、逆にチャンスで、機会であるということをおっしゃったと思います。ただ、高齢者と言ったときには、どういう具体的な年齢を考えているのでしょうか。65歳だとか70歳なのか、80歳なのか、実際にその年齢としては大体どれくらいを想定なさっているのでしょうか。

【アルター局長】 ありがとうございます。とても重要な点に触れていらっしゃると思います。ここで高齢者と言うときには、65歳以上の方のことを意味しております。ただし、最近、政策という観点から、65歳以上として高齢者を定義することは適切であるか否かという議論があります。65歳以上というだけでは、不十分ではないかと思えます。

65歳から75歳の間、多くの国において、その高齢者の方々はただ単に働けるというだけではなく、働く気、モチベーションがあります。この意味において、65歳以上はそれ以下の年齢の方々と同じような生活を送ることができるわけです。ただし、75歳で状況が変わります。75歳以上の年齢になると人生が新しい段階に入るとい形になります。このため、その政策としての対応の仕方も異なってくるかもしれません。

2年前に富山市で森市長のもと開催された高齢化に関する会合で、フィンランドからの出席者が発言していた点が興味深いのでご紹介します。フィンランドからの出席者は、高齢者を65歳以上として定義していたために、高齢者に関するデータが不十分である、特に高齢者の中でも人生の全く異なった段階にある者に分けたデータを収集する必要があると言っていました。このため、統計のカテゴリーとして65歳から75歳、75歳以上と分ける必要があり、政策対応としてもこの2つのグループに対して全く異なった政策が適用される必要があると考えているわけです。このため、高齢者の定義をどのようにおくかは重要な課題です。

**【奥野会長】** ありがとうございます。それでは、崎田委員、お願いします。これを最後にさせていただきます。

**【崎田委員】** ありがとうございます。8ページのところで質問させていただきたいのですが、今、都市と農村の連携の向上が地域の繁栄を維持する鍵だということでお示しいただきました。これこそ本当に大事な視点だと思っておりますが、具体的にそれを連携させるときに、例えば農産物の連携であるとか、雇用人材の連携であるとか、観光人材とか、消費と生産の連携、いろいろな視点がありますが、このOECDの調査の場合、どういうふうな価値、視点を持っておられるのか教えていただければありがたいと思います。

**【奥野会長】** お願いします。

**【アルター局長】** どうもありがとうございます。これは非常に重要な点です。連携ということを正しく理解することが重要であると思います。どのような問題にも当てはまる万能なお答えというものを差し上げることはできませんけれども、例えば相互補完性を追求するために連携を向上させていくことができますし、また、労働市場という点でも、連携を向上させることができます。それから、連結性、コネクティビティーをよくする、つまり、輸送、交通を含めて連結性を円滑にして、農村にも都市にも参加できるようにすること、都市の中心部にも参画できるし、また、農村のほうにも出向いていくことができるようにするというのも重要だと思います。

なぜかといいますと、スペース、土地の問題があるからです。生産やイノベーションによっては、より広いスペースが必要なものがあり、都市にあるよりも広いスペースが必要な場合があります。したがって、それぞれの農村の特徴をまず理解する必要があります。農業というのは、連携できる要素の1つにすぎません。それぞれの地方が持っている優れた資産を見極め、適切に対応していくことが必要であると思います。

農村と言うと、農業と考えられがちですがけれども、必ずしもそれだけに限られていません。様々な技術が現在ありますので、農業に限らず、連携を推進していくことができるわけです。暮らしながら、働きながら農村で生活をする、仕事をするということも可能であり、これは、物理的にも技術にも、都市とうまくつながっていることによって可能になると思います。

こういった議論の中で、どこで公共サービスを提供するのかという点も、重要な問題です。効率よく公共サービスを提供しなければなりません。かつ、リーズナブルなコストで提供できなければならないのです。このため、都市に暮らす人々にも、農村に暮らす人々にもサービスを提供するためには、ある程度の近さとある程度のスケールが公共サービスの提供には必要になってくると思います。

したがって、農村と都市の連携というのは、それぞれの農村や都市の特徴、個別の農村や都市の特徴、土地のあり方、スペースのあり方、何を開発していくことができるのか、その特徴に基づいて、パートナーシップを組んで連携していくということだと思います。特に日本の場合には、それが重要なのではないかと思います。物理的にはお互いに隣り合っているような場合には、特に重要だと思います。日本の場合は、都市と農村の距離は近いと思います。そして、数キロメートル離れているだけでも、都市にはない農村のスペースがあり、連携の余地があると思います。

**【奥野会長】** どうもありがとうございました。アルター局長には、日本の状況を把握していただいて、的確な方向性を示していただいていると思います。計画の推進につきましても、大きな励みになります。また、4月には総裁がいらっしゃって、より詳細なご報告があるということでもありますので、楽しみにしております。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、最後になりますが、国土政策局長より、リプライも含めまして一言お願いいたします。

**【本東局長】** 国土政策局長の本東でございます。本日は大変長時間にわたりまして、

また、多岐にわたる議題について、熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。また、アルター局長におかれましても、プレゼンテーションの労をとっていただきまして、大変有意義なディスカッションをしていただき、誠にありがとうございました。

途中、頂戴しましたご意見につきまして、大きく3点に分けましてご説明をさせていただきたいと思います。まず第1点目は、広域地方計画の内容にかかわることです。川勝委員から大変具体的なお提案を3点、いただいております。個別にご検討をさせていただきたいと思いますが、事業のスケジュール、あるいは必要となるコスト、そういった問題もあろうかと思っております。そういったことも踏まえまして、現実的にどういった対応が可能か、しっかり検討させていただきたいと思っております。

また、原田委員からもコンパクト・プラス・ネットワークの階層構造についてご指摘をいただいております。これもどこまで即地的に書けるかというところはあるかと思っておりますけれども、全国計画における基本概念でございますので、これをしっかり反映できるように検討を進めてまいりたいと思っております。

第2点目といたしまして、小田切委員、佐藤委員から、各ブロックの広域地方計画の案の概要を一枚紙にまとめた資料の妥当性についてご指摘をいただいております。内容的にバランスを失っているのではないかというご指摘でございます。本日、各ブロック1枚という限られた紙幅でご説明をいたしたところでございますけれども、実際、今、検討しております各ブロックの計画の内容は、全国計画と同様、大変幅広いものになっております。ご指摘を踏まえまして、今後の資料のつくり方を考えてまいりたいと思っております。

それから、第3点目といたしまして、計画の推進にわたることにつきまして、多々ご指摘をいただいております。イノベーションの重要性、地域間連携、あるいはインバウンドの拡大、また、人の流れを変える必要性、また、地域の担い手づくり、所有者の把握の難しい土地の対策、一極集中の是正など、大変多岐にわたる、いずれも重要な事項のご指摘をいただいております。今回、設置させていただきます計画推進部会におきまして、いずれも重要なテーマとして、今後検討を深め、また、その進捗状況をフォローアップしてまいりたいと思っております。その際、地方でのご議論も踏まえて、それを政策的にどのように受けとめていくか、こういった視点もご指摘のとおり大変重要であると思っております。

本日のご議論、あるいは頂戴したご意見をしっかり受けとめさせていただきまして、ま

た、関係省庁とも連携して、今後の広域地方計画、あるいは三圏計画の策定、国土形成計画の推進に役立ててまいりたいと思っております。今後ともご指導方、どうぞよろしくお願いたします。本日は誠にありがとうございました。

【奥野会長】 ありがとうございました。本日の議題は以上でございます。予定の時刻を超過いたしました。申しわけございませんでした。

これをもちまして、本日の国土審議会を終了いたします。ご熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

閉会に当たりまして、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【姫野総務課長】 事務局です。ありがとうございます。本日、使用いたしました同時通訳対応のレシーバーにつきましては、お席にそのまま置いていただければ幸いであります。また、本日お配りしております資料につきましても、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局のほうからお送りさせていただきます。以上です。

本日は、どうもありがとうございました。

— 了 —